

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学評価委員会
令和2年度第3回会議次第

日時：令和2年12月1日（火）午後3時～4時30分

場所：静岡県庁別館9階第2特別会議室

1 開 会

2 議 事

議題1 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学 中期目標（最終案）

議題2 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学 中期計画（案）

3 閉 会

<配布資料>

資料1	前回の評価委員会における意見について
資料2-1	中期目標の主な修正点について
資料2-2	中期目標(案、最終案)対照表
資料3-1	中期計画策定に当たっての考え方
資料3-2	成果目標・活動目標の設定
資料3-3	中期目標(最終案)及び中期計画(案)対照表
資料3-4	中期計画における数値目標の比較
資料4	今後のスケジュール
(別冊)	大学案内

前回の評価委員会における意見について

○中期目標（案）に対する主な意見＜第2回評価委員会（R2.9.15）＞

＜前文＞

- ・健康寿命の延伸について記載されているが、社会健康医学は、疾病の予防や、高齢者に限らない全世代の健康増進なども含んだものであると理解している。少し高齢者に特化した文章のように見える。

＜教育＞

- ・数値目標として、学位取得者の輩出数を50人と設定することは、妥当である。
- ・博士課程とは異なり、修士課程の場合は、その学修をきっちり修了し、それに対する報告ができれば学位取得はそう難しくはないと考える。ただ、50人を集められるかの方が大変である。
- ・社会人学生が、多忙の中、研究をしてその発表も行い、それから地域にも貢献するとなると、何らかの支援が必要である。

＜人材の確保＞

- ・これまで県が行ってきた、社会健康医学研究に大変興味を持っている現場の看護師は多いと思う。また、在宅の療養などが進む中で、様々な指導をする際にエビデンスが求められている。

＜安全管理＞

- ・県立病院機構は安全管理を特にきっちりと行っている。県立病院機構の協力を得て進めていくのが最良だろう。

＜その他＞

- ・この大学院大学で最も大切なことは、学部から直接進学する大学院ではなく、社会人の入学が基本となる大学院大学であるということ。この点を明確にして広報をしなければならない。
- ・医師など博士の学位を求めている方もいるため、しっかりと博士課程に繋げていくことが重要である。

中期目標の主な修正点について

1 概要

第2回公立大学法人評価委員会における意見等を踏まえ修正した中期目標について、パブリックコメントを行った。

なお、パブリックコメントにおいて意見はなかった。

2 中期目標の主な修正（第2回評価委員会（9/15）からの修正点）

項目	修正内容（下線部分を加除修正）	考え方
前文	本県では、これまでも健康寿命の延伸のため、 幅広い世代に向けた 様々な健康増進施策や疾病予防対策を行ってきたところであるが、この10年という差を解消するためには、これまで以上に、科学的知見に基づいた施策の構築や研究が欠かせないところである。	健康経営をはじめとして、本県の施策が高齢者に特化してきたわけではないことを明確化
教育研究等	教育 中期目標期間において50人 以上 の学位取得者を輩出	入学定員と整合を図るため、「以上」を削除
	研究 県がこれまで進めてきた社会健康医学研究を引き継ぎ、 「疫学」「医療ビッグデータ」「ゲノムコホート」 を中心とする研究をより発展させるため 長期かつ継続的な計画を立てて取り組み 、研究成果を地域社会に還元することにより、健康寿命の更なる延伸に寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会健康医学のベースは疫学であるため、「疫学」を3つの柱の先頭へ配置 ・研究の中でもゲノムコホートは、長期かつ継続的に取り組む必要があるため、その方向で、大学に実施を促す意味で明示
	人材の確保 社会健康医学の教育研究拠点として、医療や公衆衛生等の現場で活躍することを目指す人材に魅力のある教育を受ける機会を提供し、丁寧な研究指導を行うことにより、 地域医療の充実に寄与する医師をはじめとする 有為な人材を県内外から確保する。	最も人材確保の必要性の高い職種である医師を例示するとともに、地域医療への貢献を明示

3 中期目標策定に向けた今後のスケジュール

令和3年 2月 県議会2月定例会に中期目標を提案
4月 公立大学法人へ中期目標を指示

中期目標（案、最終案）対照表

区分	中期目標（案）	中期目標（最終案）								
前文	<p>人生を有意義に過ごすためには、人生の最期まで、健康で、いきいきと生活することが必要である。平均寿命が男女ともに 80 歳を超え、人生 100 年時代を迎えるにあたり、ますます、健康であることの重要性が増している。</p> <p>本県の平均寿命は、男性 81 歳、女性 87 歳である一方、健康寿命は、男性 72 歳、女性 75 歳とおよそ 10 年の差が生じている。これは、人生の最終段階において、約 10 年の間、老いや病などのため、医療や介護サービスを受けつつ過ごしていることを示している。</p> <p>本県では、これまでも健康寿命の延伸のため、様々な健康増進施策や疾病予防対策を行ってきたところであるが、この 10 年という差を解消するためには、これまで以上に、科学的知見に基づいた施策の構築や研究が欠かせないところである。</p> <p>このため、社会健康医学の視点を取り入れ、これまでの健康長寿の取組を体系化し、健康寿命の延伸に資する先端的な施策や研究などに取り組むことにより、得られた成果や知見を的確に県民の生活に反映させることを目的に、社会健康医学の「知と人材の拠点」として、静岡社会健康医学大学院大学を設置する。その運営主体として、自主自立した環境のもと大学の教育研究を推進するため、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下「法人」という。）を設立することとした。</p> <p>開学にあたり、法人に対しては、社会健康医学の教育研究拠点として、地域において、医療や公衆衛生等の現場で活躍することを目指す人材にとって魅力ある教育と研究が展開できるよう、次の 3 項目を重点的な目標に位置付け、中期目標を策定し指示するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会健康医学の学識を社会に還元する人材や社会健康医学を継続的に研究する人材の育成 2 社会健康医学研究の長期かつ継続的な推進 3 社会健康医学研究の成果の地域への還元 	<p>人生を有意義に過ごすためには、人生の最期まで、健康でいきいきと生活することが必要である。平均寿命が男女ともに 80 歳を超え、人生 100 年時代を迎えるにあたり、ますます、健康であることの重要性が増している。</p> <p>本県の平均寿命は、男性 81 歳、女性 87 歳である一方、健康寿命は、男性 72 歳、女性 75 歳とおよそ 10 年の差が生じている。これは、人生の最終段階において、約 10 年の間、老いや病などのため、医療や介護サービスを受けつつ過ごしていることを示している。</p> <p>本県では、これまでも健康寿命の延伸のため、幅広い世代に向けた様々な健康増進施策や疾病予防対策を行ってきたところであるが、この 10 年という差を解消するためには、これまで以上に、科学的知見に基づいた施策の構築や研究が欠かせないところである。</p> <p>このため、社会健康医学の視点を取り入れ、これまでの健康長寿の取組を体系化し、健康寿命の延伸に資する先端的な施策や研究などに取り組むことにより、得られた成果や知見を的確に県民の生活に反映させることを目的に、社会健康医学の「知と人材の拠点」として、静岡社会健康医学大学院大学を設置する。その運営主体として、自主自立した環境のもと大学の教育研究を推進するため、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下「法人」という。）を設立することとした。</p> <p>開学にあたり、法人に対しては、社会健康医学の教育研究拠点として、地域において、医療や公衆衛生等の現場で活躍することを目指す人材にとって魅力ある教育と研究が展開できるよう、次の 3 項目を重点的な目標に位置付け、中期目標を策定し指示するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会健康医学の学識を社会に還元する人材や社会健康医学を継続的に研究する人材の育成 2 社会健康医学研究の長期かつ継続的な推進 3 社会健康医学研究の成果の地域への還元 								
中期目標の期間	<p>第 1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。</p>	<p>第 1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。</p>								
教育研究上の基本組織	<p>2 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大学</th> <th>研究科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡社会健康医学大学院大学</td> <td>社会健康医学研究科</td> </tr> </tbody> </table>	大学	研究科	静岡社会健康医学大学院大学	社会健康医学研究科	<p>2 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大学</th> <th>研究科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡社会健康医学大学院大学</td> <td>社会健康医学研究科</td> </tr> </tbody> </table>	大学	研究科	静岡社会健康医学大学院大学	社会健康医学研究科
大学	研究科									
静岡社会健康医学大学院大学	社会健康医学研究科									
大学	研究科									
静岡社会健康医学大学院大学	社会健康医学研究科									
育成する人材	<p>第 2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育 (1) 育成する人材 地域における社会健康医学への取組を発展、定着させるため、社会健康医学の学識を社会に還元し、医療・保健・福祉の現場でその向上に貢献できる、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に適うプロフェSSIONALな人材を育成する。</p> <p>さらに、社会健康医学について、自立して、専門的かつ継続的に研究活動を行う研究者を育成する。</p>	<p>第 2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育 (1) 育成する人材 地域における社会健康医学への取組を発展、定着させるため、社会健康医学の学識を社会に還元し、医療・保健・福祉の現場でその向上に貢献できる、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に適うプロフェSSIONALな人材を育成する。</p> <p>さらに、社会健康医学について、自立して、専門的かつ継続的に研究活動を行う研究者を育成する。</p>								
入学者受入れ	<p>(2) 入学者受入れ 育成する人材像や教育内容及び成果を広く社会に発信し、能力及び意欲を総合的に評価する入学者選抜を実施することによって、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）に沿った質の高い入学者を確保する。</p> <p>また、新設大学として社会健康医学の教育研究拠点としての地位を確立し、地域社会との連携により地域に根づいた大学となるため、入学定員を充足し、中期目標期間において 50 人以</p>	<p>(2) 入学者受入れ 育成する人材像や教育内容及び成果を広く社会に発信し、能力及び意欲を総合的に評価する入学者選抜を実施することによって、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）に沿った質の高い入学者を確保する。</p> <p>また、新設大学として社会健康医学の教育研究拠点としての地位を確立し、地域社会との連携により地域に根づいた大学となるため、入学定員を充足し、中期目標期間において 50 人以</p>								

区分	中期目標（案）	中期目標（最終案）
	上の学位取得者を輩出する。	上の学位取得者を輩出する（学位：「 <u>修士（社会健康医学）</u> 」（MPH:Master of Public Health））。
教育内容	<p>(3) 教育の内容</p> <p>ア 教育内容 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）に基づき、学生が公衆衛生の5つのコア領域（疫学、医療統計学、環境健康科学、行動医科学・ヘルスコミュニケーション学、健康管理・政策学）の基本的内容を修得するとともに、以下の能力を身に付けられるよう、育成する人材に応じた適切な教育、指導を行う。</p> <p>(ア) 地域における健康長寿を阻害する要因を課題として見つけ、多面的に評価、分析し、解決するための科学的な研究計画を自ら立案、実行することのできる能力</p> <p>(イ) 科学的な知見を活用し、研究により導き出した成果を医療、介護等の現場へ効果的に還元できる実践的なプログラムとして企画立案することのできる能力</p> <p>(ウ) 地域における社会健康医学の実践活動において、関係者と効果的にコミュニケーションを図り、リーダーシップを発揮して、他職種連携の中核を担える能力</p> <p>イ 成績評価 到達目標を明示し、公正な基準による成績評価を行う。</p>	<p>(3) 教育の内容</p> <p>ア 教育内容 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）に基づき、学生が公衆衛生の5つのコア領域（疫学、医療統計学、環境健康科学、行動医科学・ヘルスコミュニケーション学、健康管理・政策学）の基本的内容を修得するとともに、以下の能力を身に付けられるよう、育成する人材に応じた適切な教育、指導を行う。</p> <p>(ア) 地域における健康長寿を阻害する要因を課題として見つけ、多面的に評価、分析し、解決するための科学的な研究計画を自ら立案、実行することのできる能力</p> <p>(イ) 科学的な知見を活用し、研究により導き出した成果を医療、介護等の現場へ効果的に還元できる実践的なプログラムとして企画立案することのできる能力</p> <p>(ウ) 地域における社会健康医学の実践活動において、関係者と効果的にコミュニケーションを図り、リーダーシップを発揮して、<u>多</u>職種連携の中核を担える能力</p> <p>イ 成績評価 到達目標を明示し、公正な基準による成績評価を行う。</p>
教育の実施体制等	<p>(4) 教育の実施体制等</p> <p>ア 教員配置 教育課程に対応する形で、専門領域ごとの特性に応じて、教育研究上必要とされる優れた業績を有するとともに、高度な実務能力を備えた教員を配置する。</p> <p>イ 教育環境の整備 県内外の自治体と連携した多様なフィールドを用意するなど、現場の課題を体験的に学修し、地域課題の発見・解決に向けた俯瞰的視座を身につけるための実習体制を整備する。 また、教育活動を効果的に行うため、施設・設備、図書、資料等の教育環境について、計画的な整備を図る。</p> <p>ウ 教育力の向上 ファカルティ・ディベロップメント（FD:授業内容・方法の改善を図るための組織的な研修）活動に取り組み、教員が自ら行う授業の内容や方法を絶えず見直ししながら、学生に対する教育指導の質の維持向上を図る。</p>	<p>(4) 教育の実施体制等</p> <p>ア 教員配置 教育課程に対応する形で、専門領域ごとの特性に応じて、教育研究上必要とされる優れた業績を有するとともに、高度な実務能力を備えた教員を配置する。</p> <p>イ 教育環境の整備 県内外の自治体と連携した多様なフィールドを用意するなど、現場の課題を体験的に学修し、地域課題の発見・解決に向けた俯瞰的視座を身につけるための実習体制を整備する。 また、教育活動を効果的に行うため、施設・設備、図書、資料等の教育環境について、計画的な整備を図る。</p> <p>ウ 教育力の向上 ファカルティ・ディベロップメント（FD:授業内容・方法の改善を図るための組織的な取組）活動に取り組み、教員が自ら行う授業の内容や方法を絶えず見直ししながら、学生に対する教育指導の質の維持向上を図る。</p>
学生への支援	<p>(5) 学生への支援</p> <p>ア 学修支援 社会人を中心とする学生が仕事を続けながら修学することができるよう、授業編成に配慮し、学修機会を確保する。 また、学生一人ひとりの学修環境整備の充実を図る。</p> <p>イ キャリア支援 全ての学生が希望する進路へ進み、医療・保健・福祉をはじめ多彩なフィールドで活躍できるよう、学生の就職・進学等のキャリア形成を支援する。</p>	<p>(5) 学生への支援</p> <p>ア 学修支援 社会人を中心とする学生が仕事を続けながら<u>就学</u>することができるよう、授業編成に配慮し、学修機会を確保する。 また、学生一人ひとりの学修環境整備の充実を図る。</p> <p>イ キャリア支援 全ての学生が希望する進路へ進み、医療・保健・福祉をはじめ多彩なフィールドで活躍できるよう、学生の就職・進学等のキャリア形成を支援する。</p>
研究	<p>2 研究</p> <p>(1) 研究の方向性及び成果の活用</p> <p>ア 研究の方向性 県がこれまで進めてきた社会健康医学研究を引き継ぎ、「医療ビッグデータ」「疫学」「ゲノムコホート」を中心とする研究をより発展させ、研究成果を地域社会に還元することにより、健康寿命の更なる延伸に寄与する。</p>	<p>2 研究</p> <p>(1) 研究の方向性及び成果の活用</p> <p>ア 研究の方向性 県がこれまで進めてきた社会健康医学研究を引き継ぎ、「<u>疫学</u>」「<u>医療ビッグデータ</u>」「<u>ゲノムコホート</u>」を中心とする研究をより発展させるため<u>長期かつ継続的な計画を立てて取り組み</u>、研究成果を地域社会に還元することにより、健康寿命の更なる延伸に寄与する。</p>

区分	中期目標（案）	中期目標（最終案）
	<p>イ 研究成果の活用・発信 社会健康医学研究により得られた知見や成果を、行政や医療機関などと連携して社会実装する取組を推進し、国内外に積極的に情報発信する。</p> <p>(2) 研究の実施体制等 ア 研究実施体制 社会健康医学の研究拠点として、医療や公衆衛生等の現場で活躍することを目指す人材にとって魅力のある研究環境を整備する。 また、外部資金を活用した研究や、国内外の大学や研究機関をはじめとする産学官と連携した研究を積極的に推進する。</p> <p>イ 研究倫理 研究の公正と信頼性を確保するため、研究における倫理観を涵養する教育を徹底する。</p>	<p>イ 研究成果の活用・発信 社会健康医学研究により得られた知見や成果を、行政や医療機関などと連携して社会実装する取組を推進し、国内外に積極的に情報発信する。</p> <p>(2) 研究の実施体制等 ア 研究実施体制 社会健康医学の研究拠点として、医療や公衆衛生等の現場で活躍することを目指す人材にとって魅力のある研究環境を整備する。 また、外部資金を活用した研究や、国内外の大学や研究機関をはじめとする産学官と連携した研究を積極的に推進する。</p> <p>イ 研究倫理 研究の公正と信頼性を確保するため、研究における倫理観を涵養する教育を徹底する。</p>
地域社会等との連携	<p>3 成果の還元 (1) 地域社会等との連携 それぞれの地域に対応した課題を解決するため、大学、病院、企業や関係団体等との連携を推進する。</p>	<p>3 成果の還元 (1) 地域社会等との連携 それぞれの地域に対応した課題を解決するため、大学、病院、企業や関係団体等との連携を推進する。</p>
地域への還元	<p>(2) 教育研究成果の地域への還元 住民の健康寿命の延伸に資する研究課題を科学的に分析し、県や市町の健康増進施策、疾病予防対策の政策形成や各種施策の推進を積極的に支援する。 また、研究成果を地域に還元していくことは、国内外にも大きな波及効果を生むことから、県や市町とともに、住民が自らの健康を意識し主体的に健康増進活動に取り組めるよう、研究成果を住民に分かりやすく情報提供する。</p>	<p>(2) 教育研究成果の地域への還元 住民の健康寿命の延伸に資する研究課題を科学的に分析し、県や市町の健康増進施策、疾病予防対策の政策形成や各種施策の推進を積極的に支援する。 また、研究成果を地域に還元していくことは、国内外にも大きな波及効果を生むことから、県や市町とともに、住民が自らの健康を意識し主体的に健康増進活動に取り組めるよう、研究成果を住民に分かりやすく情報提供する。</p>
国際交流	<p>4 国際交流 社会健康医学に関係する世界の動向を常に把握するとともに、大学の教育研究に反映する。 また、大学における教育研究の成果を国内外へ積極的に発信し、海外の大学等との交流関係を構築する。</p>	<p>4 国際交流 社会健康医学に関係する世界の動向を常に把握するとともに、大学の教育研究に反映する。 また、大学における教育研究の成果を国内外へ積極的に発信し、海外の大学等との交流関係を構築する。</p>
人材の確保	<p>5 人材の確保 社会健康医学の教育研究拠点として、医療や公衆衛生等の現場で活躍することを目指す人材に魅力のある教育を受ける機会を提供するとともに、丁寧な研究指導を行うことで、有為な人材を県内外から確保する。</p>	<p>5 人材の確保 社会健康医学の教育研究拠点として、医療や公衆衛生等の現場で活躍することを目指す人材に魅力のある教育を受ける機会を提供し、<u>丁寧な研究指導を行うことにより、地域医療の充実に寄与する医師をはじめとする有為な人材を県内外から確保する。</u></p>
業務運営	<p>第3 法人の経営に関する目標 1 業務運営の改善 (1) 戦略的かつ効率的な組織・業務運営 法人経営及び教育研究の総責任者である理事長（学長）のリーダーシップの下、経営基盤を強化し、中長期的な視点から、効率的で機動的な業務運営を行う。また、学外から登用する役員等の幅広い視点からの意見を積極的に取り入れ、業務運営に反映する。</p>	<p>第3 法人の経営に関する目標 1 業務運営の改善 (1) 戦略的かつ効率的な組織・業務運営 法人経営及び教育研究の総責任者である理事長（学長）のリーダーシップの下、経営基盤を強化し、中長期的な視点から、効率的で機動的な業務運営を行う。また、学外から登用する役員等の幅広い視点からの意見を積極的に取り入れ、業務運営に反映する。</p>
人事運営と人材育成	<p>(2) 人事運営と人材育成 ア 人事制度の運用と改善 教育研究活動を活性化するため、適材適所の人員配置に努めるとともに、公平性、透明性、客観性が確保された任用制度及び教職員にインセンティブが働く評価制度の運用と改善を図る。</p>	<p>(2) 人事運営と人材育成 ア 人事制度の運用と改善 教育研究活動を活性化するため、適材適所の人員配置に努めるとともに、公平性、透明性、客観性が確保された任用制度及び教職員にインセンティブが働く評価制度の運用と改善を図る。</p>

区分	中期目標（案）	中期目標（最終案）
	イ 職員の能力開発 事務職員の専門性を高めるため、スタッフ・ディベロップメント（SD:組織的に行う職員の職務能力の開発）活動を充実する。	イ 職員の能力開発 事務職員の専門性を高めるため、スタッフ・ディベロップメント（SD: <u>教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るための、知識・技能の習得や能力・資質向上に向けた組織的な取組</u> ）活動を充実する。
業務運営の効率化	(3) 事務等の生産性の向上 業務や事務組織の不断の見直し及び ICT（情報通信技術）の活用などにより、社会や学生の様々なニーズに対応した、効率的で効果的な生産性の高い法人運営を行う。	(3) 事務等の生産性の向上 業務や事務組織の不断の見直し及び ICT（情報通信技術）の活用などにより、社会や学生の様々なニーズに対応した、効率的で効果的な生産性の高い法人運営を行う。
コンプライアンスなど	(4) 監査の適切な実施 適正な法人運営を継続的に行うため、監事監査や内部監査を適切に実施し、監査結果を大学運営に確実に反映させる。	(4) 監査の適切な実施 適正な法人運営を継続的に行うため、監事監査や内部監査を適切に実施し、監査結果を大学運営に確実に反映させる。
自己収入の確保	2 財務内容の改善 (1) 自己収入の確保 科学研究費補助金をはじめとする競争的資金や産学民官連携による共同研究費・受託研究費などの外部資金の獲得、大学の実績を通じた寄附金の確保等、積極的に自己収入の確保に努める。	2 財務内容の改善 (1) 自己収入の確保 科学研究費補助金をはじめとする競争的資金や産学民官連携による共同研究費・受託研究費などの外部資金の獲得、大学の実績を通じた寄附金の確保等、積極的に自己収入の確保に努める。
予算の効率的かつ適正な執行	(2) 予算の効率的かつ適正な執行 財務状況の継続的な検証・分析に基づく適切な予算管理により、効率的な予算執行を進め、自律的かつ安定的な経営を確保する。	(2) 予算の効率的かつ適正な執行 財務状況の継続的な検証・分析に基づく適切な予算管理により、効率的な予算執行を進め、自律的かつ安定的な経営を確保する。
自己点検・評価	第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標 1 評価の充実 定期的実施する自己点検・評価や、第三者機関による外部評価等の結果を活用し、教育研究及び業務運営の改善と充実を図る。	第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標 1 評価の充実 定期的実施する自己点検・評価や、第三者機関による外部評価等の結果を活用し、教育研究及び業務運営の改善と充実を図る。
情報の提供	2 情報公開・広報の充実 (1) 情報公開の推進 業務運営の透明性を確保するとともに、社会への説明責任を果たすため、教育研究及び業務運営の状況に関する情報を積極的に公開する。 (2) 広報の充実 大学の理念や教育研究活動の成果について、様々な媒体を活用して国内外に発信するなど、積極的かつ効果的な広報を展開する。	2 情報公開・広報の充実 (1) 情報公開の推進 業務運営の透明性を確保するとともに、社会への説明責任を果たすため、教育研究及び業務運営の状況に関する情報を積極的に公開する。 (2) 広報の充実 大学の理念や教育研究活動の成果について、様々な媒体を活用して国内外に発信するなど、積極的かつ効果的な広報を展開する。
施設・設備の整備・活用等	第5 その他業務運営に関する重要目標 1 施設・設備の活用、管理 施設・設備を有効に活用するとともに、適切かつ効率的な維持管理により、施設の長寿命化及び管理運営に関するコストの縮減に努める。	第5 その他業務運営に関する重要目標 1 施設・設備の活用、管理 施設・設備を有効に活用するとともに、適切かつ効率的な維持管理により、施設の長寿命化及び管理運営に関するコストの縮減に努める。
安全管理	2 安全管理 (1) 安全衛生管理体制の構築 学生及び教職員の安全と健康を守るとともに、快適な修学・職場環境の形成を促進するため、安全衛生管理体制を構築する。 (2) 危機管理体制の構築 大学における事故、災害、犯罪による被害を未然に防止し、事故、災害、犯罪が発生した場合に適切に対処できるよう危機管理体制を構築する。また、地域社会と一体となった防災の取	2 安全管理 (1) 安全衛生管理体制の構築 学生及び教職員の安全と健康を守るとともに、快適な <u>学修</u> ・職場環境の形成を促進するため、安全衛生管理体制を構築する。 (2) 危機管理体制の構築 大学における事故、災害、犯罪による被害を未然に防止し、事故、災害、犯罪が発生した場合に適切に対処できるよう危機管理体制を構築する。また、地域社会と一体となった防災の取

区分	中期目標（案）	中期目標（最終案）
	<p>組を推進する。</p> <p>(3) 情報セキュリティ対策の実施 情報管理の徹底を図り、情報セキュリティ対策を実施する。特に、研究において利用する個人情報については、十分な管理体制を構築する。</p>	<p>組を推進する。</p> <p>(3) 情報セキュリティ対策の実施 情報管理の徹底を図り、情報セキュリティ対策を実施する。特に、研究において利用する個人情報については、十分な管理体制を構築する。</p>
社会的責任	<p>3 社会的責任</p> <p>(1) 人権の尊重 学生及び教職員の人権意識の向上や、ハラスメントの未然防止の取組を積極的に実施する。</p> <p>(2) 法令遵守 教職員のコンプライアンス意識の徹底を図り、法令等に基づく適正な教育研究及び業務運営を行う。</p> <p>(3) 環境配慮 地球温暖化対策、省エネルギー対策等、環境への負荷を低減するための取組を推進する。</p>	<p>3 社会的責任</p> <p>(1) 人権の尊重 学生及び教職員の人権意識の向上や、ハラスメントの未然防止の取組を積極的に実施する。</p> <p>(2) 法令遵守 教職員のコンプライアンス意識の徹底を図り、法令等に基づく適正な教育研究及び業務運営を行う。</p> <p>(3) 環境配慮 地球温暖化対策、省エネルギー対策等、環境への負荷を低減するための取組を推進する。</p>

中期計画策定に当たっての考え方

1 中期目標の肉付け

中期計画は、知事から指示される中期目標を実現するための計画であることから、中期目標をなぞりつつ、具体的な取組、目標を設定する。

また、中期計画は、年度計画の上位計画であることから、実現ないしは実施する内容を想定した上で、記載する。

2 目標の設定

中期目標において、指示する目標である「50人の学位取得者の輩出」を中期計画における「成果目標」と設定し、これを達成するための具体的な活動の指標を「活動目標」として設定する。

成果目標と活動目標との相関関係を整理しておき、開学後の評価において、系統だって整理できるようにしておく。

活動目標については、開学最初の中期計画ということもあり、具体的な数値をあげられるものに限定しつつ、他大学などを参考にして設定する。

<成果目標・活動目標の設定>

中期計画は、中期目標の各項目に対応する形で策定し、数値目標を掲げることができる場合は、目標値を設定する。

【成果目標】

第1期中期目標の成果指標として指示される「50人の学位取得者を輩出」を、中期計画の成果目標として設定する。

【活動目標】

成果目標の達成に向けた、取組の進捗状況を客観的に示すため、期間中に実施・達成すべき目標を、中期計画の活動目標として設定する。



中期目標（最終案）及び中期計画（案）対照表

区分	中期目標（最終案）	中期計画（案）								
前文	<p>人生を有意義に過ごすためには、人生の最期まで、健康でいきいきと生活することが必要である。平均寿命が男女ともに80歳を超え、人生100年時代を迎えるにあたり、ますます、健康でいることの重要性が増している。</p> <p>本県の平均寿命は、男性81歳、女性87歳である一方、健康寿命は、男性72歳、女性75歳とおよそ10年の差が生じている。これは、人生の最終段階において、約10年の間、老いや病などのため、医療や介護サービスを受けつつ過ごしていることを示している。</p> <p>本県では、これまでも健康寿命の延伸のため、幅広い世代に向けた様々な健康増進施策や疾病予防対策を行ってきたところであるが、この10年という差を解消するためには、これまで以上に、科学的知見に基づいた施策の構築や研究が欠かせないところである。</p> <p>このため、社会健康医学の視点を取り入れ、これまでの健康長寿の取組を体系化し、健康寿命の延伸に資する先端的な施策や研究などに取り組むことにより、得られた成果や知見を的確に県民の生活に反映させることを目的に、社会健康医学の「知と人材の拠点」として、静岡社会健康医学大学院大学を設置する。その運営主体として、自主自立した環境のもと大学の教育研究を推進するため、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下「法人」という。）を設立することとした。</p> <p>開学にあたり、法人に対しては、社会健康医学の教育研究拠点として、地域において、医療や公衆衛生等の現場で活躍することを目指す人材にとって魅力ある教育と研究が展開できるよう、次の3項目を重点的な目標に位置付け、中期目標を策定し指示するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会健康医学の学識を社会に還元する人材や社会健康医学を継続的に研究する人材の育成 2 社会健康医学研究の長期かつ継続的な推進 3 社会健康医学研究の成果の地域への還元 	<p>基本方針</p> <p>静岡県から示された中期目標において、重点的な目標として位置づけられた3項目を確実に達成するため、以下の活動を中期計画における基本方針として定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人材の育成 社会健康医学の学識を基に、様々な科学的知見により健康増進・疾病予防対策を牽引する「高度医療専門職」、地域社会において健康増進・疾病予防対策の実践活動を担う「健康づくり実務者」を育成する。また、自立して専門的かつ継続的に研究活動を行い、社会健康医学の発展と健康増進・疾病予防の高度化に資する科学的知見を導く「研究者」を育成する。 2 研究の推進 健康増進・疾病予防をより高い次元で推進するために必要な科学的な知見を導出するため、「疫学」、「医療ビッグデータ」、「ゲノムコホート」研究を推進し、得られた科学的な知見を地域や医療機関に適切に還元する。最先端の研究を行うことで大学院の教育研究レベルを高め、多様な領域の研究成果を世界に発信することで社会健康医学の発展に資する。 3 成果の還元 社会健康医学の研究成果に基づいて行政機関や医療機関などの健康増進・疾病予防対策を支援するとともに、住民自らが健康を意識し、主体的に健康増進活動に取り組む社会の構築を支援する。 <p>成果目標</p> <p>社会健康医学の教育研究拠点としての地位を確立するために、社会健康医学の学識を基に保健・医療の高度化に資する人材を輩出する。このため、中期目標に示された、50人の学位取得者の輩出を中期計画の成果目標として設定する。</p>								
中期目標の期間	<p>第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 令和3年4月1日から令和9年3月31日までとする。</p>	<p>第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期計画の期間 令和3年4月1日から令和9年3月31日までとする。</p>								
教育研究上の基本組織	<p>2 教育研究上の基本組織</p> <p>この中期目標を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大学</th> <th>研究科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡社会健康医学大学院大学</td> <td>社会健康医学研究科</td> </tr> </tbody> </table>	大学	研究科	静岡社会健康医学大学院大学	社会健康医学研究科	<p>2 教育研究上の基本組織</p> <p>この中期計画を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大学</th> <th>研究科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡社会健康医学大学院大学</td> <td>社会健康医学研究科</td> </tr> </tbody> </table>	大学	研究科	静岡社会健康医学大学院大学	社会健康医学研究科
大学	研究科									
静岡社会健康医学大学院大学	社会健康医学研究科									
大学	研究科									
静岡社会健康医学大学院大学	社会健康医学研究科									
育成する人材	<p>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育 (1) 育成する人材 地域における社会健康医学への取組を発展、定着させるため、社会健康医学の学識を社会に還元し、医療・保健・福祉の現場でその向上に貢献できる、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に適うプロフェッショナルな人材を育成する。</p> <p>さらに、社会健康医学について、自立して、専門的かつ継続的に研究活動を行う研究者を育成する。</p>	<p>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育 (1) 育成する人材 ・ディプロマ・ポリシーに適うプロフェッショナルな人材として、社会健康医学の学識を基に、様々な科学的知見により健康増進・疾病予防対策を牽引する「高度医療専門職」、地域社会において健康増進・疾病予防対策の実践活動を担う「健康づくり実務者」を育成する。 ・自立して専門的かつ継続的に研究活動を行い、社会健康医学の発展と健康増進・疾病予防の高度化に資する科学的知見を導く「研究者」の養成を目的とした博士課程を、令和5年度を目途に設置する。</p>								
入学者受入れ	<p>(2) 入学者受入れ 育成する人材像や教育内容及び成果を広く社会に発信し、能力及び意欲を総合的に評価する入学者選抜を実施することによって、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）に沿った質の高い入学者を確保する。</p> <p>また、新設大学として社会健康医学の教育研究拠点としての地位を確立し、地域社会との</p>	<p>(2) 入学者受入れ ・質の高い教育研究を行い、高度な学識を備えた人材を輩出するとともに、社会健康医学の発展に資する確かな研究成果を発信することで大学の地位を高め、アドミッション・ポリシーに沿った質の高い人材を確保する。 ・学生募集に係る業務を全般的に担う入試委員会を設置し、育成する人材像や特色ある教育内容</p>								

区分	中期目標（最終案）	中期計画（案）
	<p>連携により地域に根づいた大学となるため、入学定員を充足し、中期目標期間において50人の学位取得者を輩出する（学位：「修士（社会健康医学）」（MPH:Master of Public Health））。</p>	<p>と研究成果を広く社会に発信し募集活動を積極的に行う。 ・入試委員会において、毎年度、入学者選抜についての点検・評価を行い、改善を図る。 <活動目標> 入学定員充足率 100%（期間平均）</p>
教育内容	<p>(3) 教育の内容 ア 教育内容 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）に基づき、学生が公衆衛生の5つのコア領域（疫学、医療統計学、環境健康科学、行動医科学・ヘルスコミュニケーション学、健康管理・政策学）の基本的内容を修得するとともに、以下の能力を身に付けられるよう、育成する人材に応じた適切な教育、指導を行う。 (ア) 地域における健康長寿を阻害する要因を課題として見つけ、多面的に評価、分析し、解決するための科学的な研究計画を自ら立案、実行することのできる能力 (イ) 科学的な知見を活用し、研究により導き出した成果を医療、介護等の現場へ効果的に還元できる実践的なプログラムとして企画立案することのできる能力 (ウ) 地域における社会健康医学の実践活動において、関係者と効果的にコミュニケーションを図り、リーダーシップを発揮して、多職種連携の中核を担える能力</p> <p>イ 成績評価 到達目標を明示し、公正な基準による成績評価を行う。</p>	<p>(3) 教育の内容 ア 教育内容 本学において授与する学位「修士（社会健康医学）」（MPH:Master of Public Health）にふさわしい人材を養成するため、カリキュラム・ポリシーに基づいた教育研究を以下のとおり実施する。 ・国際的に通用する MPH としての基本的能力を養うため、米国公衆衛生教育協会 (CEPH) において基本科目とされる「疫学」、「医療統計学」、「環境健康科学」、「行動医科学・ヘルスコミュニケーション学」、「健康管理・政策学」の5つのコア領域を基盤とした教育研究を行う。 ・地域における健康や医療・介護の現状を適切に評価し、多面的な分析を通じて解決すべき課題を発見するとともに、その解決に必要な科学的知見を得るための研究を立案・実行するために必要な学識を身に付ける教育研究を行う。 ・科学的知見に基づいた健康増進・予防医療プログラムを企画・立案し、保健・医療の現場や社会全体に実装するために必要な能力を涵養する教育研究を行う。 ・社会健康医学の研究成果を社会に効果的に還元するため、様々な組織において関係者の理解を促進し、多職種連携を推進するリーダーシップを備えた人材を養成するための教育研究を行う。</p> <p>イ 成績評価 ・講義の成績評価、及び修士論文・課題研究の評価の基準を明確にし、必要に応じ見直しを図る。</p>
教育の実施体制等	<p>(4) 教育の実施体制等 ア 教員配置 教育課程に対応する形で、専門領域ごとの特性に応じて、教育研究上必要とされる優れた業績を有するとともに、高度な実務能力を備えた教員を配置する。</p> <p>イ 教育環境の整備 県内外の自治体と連携した多様なフィールドを用意するなど、現場の課題を体験的に学修し、地域課題の発見・解決に向けた俯瞰的視座を身につけるための実習体制を整備する。 また、教育活動を効果的に行うため、施設・設備、図書、資料等の教育環境について、計画的な整備を図る。</p> <p>ウ 教育力の向上 ファカルティ・ディベロップメント (FD:授業内容・方法の改善を図るための組織的な取組) 活動に取り組み、教員が自ら行う授業の内容や方法を絶えず見直ししながら、学生に対する教育指導の質の維持向上を図る。</p>	<p>(4) 教育の実施体制等 ア 教員配置 ・様々なバックグラウンドを持つ学生を高い次元で指導するため、豊富な教育経験や研究実績、業務経験を有する教員を教育課程や科目に対応して適正に配置する。 ・教育内容の充実と教員負担との均衡を図るため、教員の配置について検証を行い、必要に応じ改善する。</p> <p>イ 教育環境の整備 ・医療・保健現場の現状を評価し、課題を発見・解決するための能力を身につけるため、県内外の地方自治体や医療機関などを教育研究フィールドとして活用できる体制を構築し、体験的な学修を促すための環境を整備する。 ・学生の主体的・能動的な学修を促進するため、大学院生室や遠隔講義システム、ラーニングスペース、グループ学習室等を整備し、必要な備品を設置する。図書館には、公衆衛生学の5つのコア領域を中心に教育研究に必要な選書を揃える。また、大規模データを研究に活用するための情報システムを整備する。これらの教育研究環境は見直しと再整備を計画的に行うことで、最先端の環境を維持する。</p> <p>ウ 教育力の向上 ・ファカルティ・ディベロップメント (FD:授業内容・方法の改善を図るための組織的な取組) の企画、実施を担う教職員研修委員会を設置する。教員が相互に講義を視察し、自らの講義内容や教授方法の改善に役立てるなど、教育指導の質の維持向上を図る取組を推進する。 ・FDの実施にあたっては、教員が参加しやすい時期の設定やインターネットでの教材の提供、教員への積極的な働き掛けなどを行うことで参加率を向上させる。</p> <p><活動目標> 教員の FD 研修参加率 (※) 100% (年度) ※年に1回以上 FD 研修に参加した教員数/全教員数</p>
学生への支援	<p>(5) 学生への支援 ア 学修支援 社会人を中心とする学生が仕事を続けながら就学することができるよう、授業編成に配慮し、学修機会を確保する。</p>	<p>(5) 学生への支援 ア 学修支援 ・授業は、原則として金曜日午後及び土曜日を中心に、仕事を続けながら就学することができる編成とする。また、標準修業年限を延長できる制度（長期履修制度）を設ける。</p>

区分	中期目標（最終案）	中期計画（案）
	<p>また、学生一人ひとりの学修環境整備の充実を図る。</p> <p>イ キャリア支援 全ての学生が希望する進路へ進み、医療・保健・福祉をはじめ多彩なフィールドで活躍できるよう、学生の就職・進学等のキャリア形成を支援する。</p>	<p>・仕事等の都合により講義へ出席できない場合に備え、オンライン（同時双方向）やオンデマンド（動画配信）で受講できる環境を整えることで、学修機会を確保する。</p> <p>・学生用の学修・研究スペースを確保し、必修科目の指定教科書、パーソナルコンピューターを貸与することで、学修環境の充実を図る。</p> <p>イ キャリア支援 ・様々なバックグラウンドを持つ学生が、学位取得後に多彩なフィールドで活躍できるよう、指導教員のみならず全ての教職員が協力してキャリアパスの構築支援に当たる。</p>
研究	<p>2 研究 (1) 研究の方向性及び成果の活用 ア 研究の方向性 県がこれまで進めてきた社会健康医学研究を引き継ぎ、「疫学」「医療ビッグデータ」「ゲノムコホート」を中心とする研究をより発展させるため長期かつ継続的な計画を立てて取り組み、研究成果を地域社会に還元することにより、健康寿命の更なる延伸に寄与する。</p> <p>イ 研究成果の活用・発信 社会健康医学研究により得られた知見や成果を、行政や医療機関などと連携して社会実装する取組を推進し、国内外に積極的に情報発信する。</p> <p>(2) 研究の実施体制等 ア 研究実施体制 社会健康医学の研究拠点として、医療や公衆衛生等の現場で活躍することを目指す人材にとって魅力のある研究環境を整備する。 また、外部資金を活用した研究や、国内外の大学や研究機関をはじめとする産学官と連携した研究を積極的に推進する。</p> <p>イ 研究倫理 研究の公正と信頼性を確保するため、研究における倫理観を涵養する教育を徹底する。</p>	<p>2 研究 (1) 研究の方向性及び成果の活用 ア 研究の方向性 ・研究成果を社会に還元し、様々な健康課題を解決することで健康寿命の更なる延伸に貢献することを目的とした社会健康医学研究を、以下のとおり推進する。</p> <p>(7) 疫学 ・様々な集団から得られる多様なデータの多面的な解析から、病因や病態・病勢に関連する因子を明らかにし、その知見に基づいた健康増進・疾病予防方法を確立・社会実装するための研究を推進する。医療機関等と連携して患者を対象に実施する臨床疫学研究も対象とする。</p> <p>(4) 医療ビッグデータ ・健診・医療・介護に関連したビッグデータの解析から、健康増進・疾病予防研究はもとより、様々な領域の臨床医学の高度化に資する知見を導き出すための研究を推進するとともに、高度なデータ解析を可能とするための医療統計学の研究も行う。</p> <p>(ウ) ゲノムコホート ・疾病の発症や増悪、治療効果に関連する遺伝因子を解明し、地域特性に応じて、個人毎に最適な予防・治療の確立に向けた研究を推進する。このため、多様な臨床・遺伝情報を備えた大規模集団を、10年を超えて長期かつ継続的に追跡する計画を立案し、先導的な研究を推進する体制と環境を整える。</p> <p>イ 研究成果の活用・発信 ・行政機関や医療機関等に対して健康増進・疾病予防対策の立案に研究成果を活用するための支援を積極的に行う。それらの取組を大学の研究成果とともに、広く国内外に情報発信する。 ・研究の成果が住民に活用されるよう、「普及と実装の科学」についての研究も推進する。 ・学会等における研究成果の発表や、学術雑誌での論文発表を推進する。</p> <p><活動目標> 論文件数（査読付原著論文又は総説）及び学会等発表件数（国際学会・国内学会総会における発表又は講演） 120件（期間累計）</p> <p>(2) 研究の実施体制等 ア 研究実施体制 ・県の委託研究を実施するための組織として、社会健康医学研究センターを設置する。 ・教員の研究への意欲を高めるため、学内に競争的研究資金制度を整える。 ・医療ビッグデータ、ゲノムコホートの研究基盤を整え、大学院生の研究に広く活用できるようにする。 ・研究水準を維持するため、研究機器の計画的な購入等を進める。 ・科学研究費補助金等の競争的外部研究資金への応募・獲得のための支援体制を構築する。 ・他大学等からの客員研究員等の受け入れやデータシェアリング等を通じて共同研究を推進する。研究成果の社会実装を目的とした企業や国・地方自治体との連携研究を推進する。</p> <p><活動目標> 外部資金獲得件数 20件（期間累計）</p> <p>イ 研究倫理 ・教員及び院生に対し医学研究に関する倫理教育を定期的に行い、研究における倫理観を涵養する。 ・研究費の執行及び管理に係る規程や管理体制を整備するとともに、コンプライアンス教育を定期的に行うことで、研究費の不正使用を防止する。</p>

区分	中期目標（最終案）	中期計画（案）
地域社会等との連携	<p>3 成果の還元 (1) 地域社会等との連携 それぞれの地域に対応した課題を解決するため、大学、病院、企業や関係団体等との連携を推進する。</p>	<p>3 成果の還元 (1) 地域社会等との連携 ・様々な地域の課題解決に貢献するために、他大学や医療機関、関連企業、地方自治体及び各種団体等との連携・協力関係を構築する。 ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムの活動に参画し、県内の高等教育機関等と連携を図ること、地域社会の発展に寄与する。 <活動目標> 連携協定締結団体数 5 団体（期間累計）</p>
地域への還元	<p>(2) 教育研究成果の地域への還元 住民の健康寿命の延伸に資する研究課題を科学的に分析し、県や市町健康増進施策、疾病予防対策の政策形成や各種施策の推進を積極的に支援する。 また、研究成果を地域に還元していくことは、国内外にも大きな波及効果を生むことから、県や市町とともに、住民が自らの健康を意識し主体的に健康増進活動に取り組めるよう、研究成果を住民に分かりやすく情報提供する。</p>	<p>(2) 教育研究成果の地域への還元 ・様々な地域の健康課題を科学的に分析し、効果的な解決策や社会実装の方法を立案・提案することで、行政機関等の健康増進・疾病予防対策の立案を支援する。 ・県の各種審議会、委員会等への参画を通じ、科学的知見に基づいた施策の立案・推進に貢献する。 <活動目標> 研究成果の施策反映数 1 件/年度（期間平均） ・地域住民を対象としたシンポジウムや公開講座を開催する他、インターネット（ホームページやソーシャルネットワークサービス等）やマスメディア、広報媒体を活用し、地域住民自らが健康を意識し、主体的に健康増進活動に取り組む機運を醸成する。 <活動目標> シンポジウム・公開講座の開催回数 3 回/年度 ・学位取得者が社会健康医学の学識を積極的に社会還元できるように、卒業後も積極的に支援する。</p>
国際交流	<p>4 国際交流 社会健康医学に関係する世界の動向を常に把握するとともに、大学の教育研究に反映する。 また、大学における教育研究の成果を国内外へ積極的に発信し、海外の大学等との交流関係を構築する。</p>	<p>4 国際交流 ・社会健康医学に関する教育研究機関として、世界の動向を常に把握し、最新・最先端の学術研究内容を教育研究に反映する。 ・国際共同研究を推進し、その過程や成果を教育研究に反映する。 ・学術誌への論文発表、学会での研究成果の発表などを通じて、教育研究の成果を国内外へ広く発信する。 ・聴覚領域について、先端的な取組を進める静岡県立総合病院と連携し、海外大学との交流を促進する。 ・県の友好提携を足がかりに海外の教育研究機関との学術・人材交流を進める。 <活動目標> 交流協定締結数 1 件（期間累計）</p>
人材の確保	<p>5 人材の確保 社会健康医学の教育研究拠点として、医療や公衆衛生等の現場で活躍することを目指す人材に魅力のある教育を受ける機会を提供し、丁寧な研究指導を行うことにより、地域医療の充実に寄与する医師をはじめとする有為な人材を県内外から確保する。</p>	<p>5 人材の確保 ・豊富な教育経験や研究実績、業務経験を有する教員を配置し、質の高い教育研究を提供する。 ・医療ビッグデータや大規模ゲノムコホートなど最先端の教育研究を行う環境を整え、先進的な研究成果を広く発信することで大学院の地位を確立し、もって有為な人材を県内外から確保する。 ・県や県の施策に協力する団体や医療機関と連携し、本県の医師などの人材確保対策へ積極的に貢献する。</p>
業務運営	<p>第3 法人の経営に関する目標 1 業務運営の改善 (1) 戦略的かつ効率的な組織・業務運営 法人経営及び教育研究の総責任者である理事長（学長）のリーダーシップの下、経営基盤を強化し、中長期的な視点から、効率的で機動的な業務運営を行う。また、学外から登用する役員等の幅広い視点からの意見を積極的に取り入れ、業務運営に反映する。</p>	<p>第3 法人の経営に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 業務運営の改善 (1) 戦略的かつ効率的な組織・業務運営 ・法人経営及び大学運営において、効率的で機動的な業務運営を行うため、理事長（学長）のガバナンスが十分機能し、迅速な意思決定を支える組織体制を整備する。 ・大学運営の一体的かつ効率的な業務運営を推進するため、学内の各種委員会や会議における意見交換など通じて教職員の連携を強化する。 ・学外の有識者や専門家等を理事、経営審議会委員、教育研究審議会委員に招聘し、経営及び教育研究への幅広い知見を業務運営に反映する。</p>

区分	中期目標（最終案）	中期計画（案）
人事運営と人材育成	<p>(2) 人事運営と人材育成</p> <p>ア 人事制度の運用と改善 教育研究活動を活性化するため、適材適所の人員配置に努めるとともに、公平性、透明性、客観性が確保された任用制度及び教職員にインセンティブが働く評価制度の運用と改善を図る。</p> <p>イ 職員の能力開発 事務職員の専門性を高めるため、スタッフ・ディベロップメント（SD: 教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るための、知識・技能の習得や能力・資質向上に向けた組織的な取組）活動を充実する。</p>	<p>(2) 人事運営と人材育成</p> <p>ア 人事制度の運用と改善 ・教員評価制度の内容や評価結果の活用等の検証や改善を行い、的確な運用と定着を図る。</p> <p>イ 職員の能力開発 ・職員が大学運営に必要な知識・技能を適切に習得できるよう、スタッフ・ディベロップメント（SD: 教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るための、知識・技能の習得や能力・資質向上に向けた組織的な取組）活動の充実を図ることにより、職員の専門性を高め、職務能力の向上を図る。</p> <p><活動目標> 事務職員の SD 研修参加率（※） 100%（年度） ※年に 1 回以上 SD 研修に参加した事務職員数/全事務職員数</p>
業務運営の効率化	<p>(3) 事務等の生産性の向上 業務や事務組織の不断の見直し及び ICT（情報通信技術）の活用などにより、社会や学生の様々なニーズに対応した、効率的で効果的な生産性の高い法人運営を行う。</p>	<p>(3) 事務等の生産性の向上 ・事務事業の見直し及び効率化を常に意識し、事務局の運営体制を柔軟に見直す。 ・効率的で効果的な生産性の高い法人運営を行うため、WEB を利用した会議の実施など、学内システムを最大限活用した業務運営を行う。</p>
コンプライアンスなど	<p>(4) 監査の適切な実施 適正な法人運営を継続的に行うため、監事監査や内部監査を適切に実施し、監査結果を大学運営に確実に反映させる。</p>	<p>(4) 監査の適切な実施 ・監事監査及び内部監査を計画的に実施し、監査結果に基づく業務改善を適切に行い法人業務の適正化を図るため、監査体制を整備する。</p>
自己収入の確保	<p>2 財務内容の改善</p> <p>(1) 自己収入の確保 科学研究費補助金をはじめとする競争的資金や産学民官連携による共同研究費・受託研究費などの外部資金の獲得、大学の実績を通じた寄附金の確保等、積極的に自己収入の確保に努める。</p>	<p>2 財務内容の改善</p> <p>(1) 自己収入の確保 ・科学研究費補助金、受託研究、共同研究等の外部資金に関する情報を収集し、様々な大学や企業等との連携を推進する体制を整備する。 ・寄附金制度を構築し、大学の教育研究活動の PR を進めながら寄附金の確保を図る。</p> <p><活動目標>【再掲】 外部資金獲得件数 20 件（期間累計）</p>
予算の効率的かつ適正な執行	<p>(2) 予算の効率的かつ適正な執行 財務状況の継続的な検証・分析に基づく適切な予算管理により、効率的な予算執行を進め、自律的かつ安定的な経営を確保する。</p>	<p>(2) 予算の効率的かつ適正な執行 ・学内のニーズを踏まえつつ財務諸表等の検証・分析を行い、中期計画の重点事項への予算配分や経費の節約による効率的な予算執行を図る。</p>
自己点検・評価	<p>第 4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実 定期的を実施する自己点検・評価や、第三者機関による外部評価等の結果を活用し、教育研究及び業務運営の改善と充実を図る。</p>	<p>第 4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実 ・教育研究活動及び業務運営の執行状況を継続的に自己点検・評価するとともに、認証評価機関による評価を受け、その評価結果を積極的に公開し、教育研究活動及び業務内容等の改善に反映する。</p>
情報の提供	<p>2 情報公開・広報の充実</p> <p>(1) 情報公開の推進 業務運営の透明性を確保するとともに、社会への説明責任を果たすため、教育研究及び業務運営の状況に関する情報を積極的に公開する。</p> <p>(2) 広報の充実 大学の理念や教育研究活動の成果について、様々な媒体を活用して国内外に発信するなど、積極的かつ効果的な広報を展開する。</p>	<p>2 情報公開・広報の充実</p> <p>(1) 情報公開の推進 ・県情報公開条例の実施機関として適正な情報公開を行うとともに、業務運営等に関する情報を積極的に公開する。</p> <p>(2) 広報の充実 ・教育研究活動や地域貢献活動に関する情報など効果の高い広報資源を活用し、その情報に適した広報媒体を選択しながら、積極的に大学の魅力が国内外に伝わるよう発信する。</p>
施設・設備の整備・活用等	<p>第 5 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設・設備の活用、管理 施設・設備を有効に活用するとともに、適切かつ効率的な維持管理により、施設の長寿命化及び管理運営に関するコストの縮減に努める。</p>	<p>第 5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設・設備の活用、管理 ・学内施設等の利用状況を点検し、効率的な利活用を行うとともに、施設の長寿命化を図るため計画的な保全を実施するなど、ファシリティ・マネジメントの取組を推進する。</p>
安全管理	<p>2 安全管理</p> <p>(1) 安全衛生管理体制の構築 学生及び教職員の安全と健康を守るとともに、快適な学修・職場環境の形成を促進するため、安全衛生管理体制を構築する。</p>	<p>2 安全管理</p> <p>(1) 安全衛生管理体制の構築 ・学生及び教職員の健康保持及び安全衛生の向上のため、労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制の充実を図るとともに、実験等における安全管理意識の全学的な啓発と徹底、毒劇物等の</p>

区分	中期目標（最終案）	中期計画（案）
	<p>(2) 危機管理体制の構築 大学における事故、災害、犯罪による被害を未然に防止し、事故、災害、犯罪が発生した場合に適切に対処できるよう危機管理体制を構築する。また、地域社会と一体となった防災の取組を推進する。</p> <p>(3) 情報セキュリティ対策の実施 情報管理の徹底を図り、情報セキュリティ対策を実施する。特に、研究において利用する個人情報については、十分な管理体制を構築する。</p>	<p>薬品の一元管理や廃棄物の適切な処理を行う。</p> <p>(2) 危機管理体制の構築 ・大学において発生し、又は発生することが予想される、緊急的に対応すべき災害・事故・事件に関するリスク・マネジメントを適切に行うため、防災訓練の実施、防災マニュアルや事業継続計画の策定、随時見直しなどにより、危機管理体制の充実を図る。 ・静岡市や関係機関等と連携を進めることにより、防災・減災対策の充実や、学生が安心して安全な生活を送ることができる環境づくりを推進する。</p> <p>(3) 情報セキュリティ対策の実施 ・情報セキュリティポリシーを策定し、学内の情報セキュリティ管理体制の整備と情報管理の適正化を図る。 ・学生及び教職員に対し、個人情報に関する保護の理解を求めるとともに、講習会等を定期的に行い、意識啓発の向上を図る。</p>
社会的責任	<p>3 社会的責任</p> <p>(1) 人権の尊重 学生及び教職員の人権意識の向上や、ハラスメントの未然防止の取組を積極的に実施する。</p> <p>(2) 法令遵守 教職員のコンプライアンス意識の徹底を図り、法令等に基づく適正な教育研究及び業務運営を行う。</p> <p>(3) 環境配慮 地球温暖化対策、省エネルギー対策等、環境への負荷を低減するための取組を推進する。</p>	<p>3 社会的責任</p> <p>(1) 人権の尊重 ・学生及び教職員が個人として尊重され、人権を侵害されることのないよう、ハラスメント防止等の教職員、学生向けの研修会を開催するとともに、各種の情報提供を行う。</p> <p>(2) 法令遵守 ・教職員を対象とした研修の実施等により、コンプライアンス意識の徹底を図る。 ＜活動目標＞ コンプライアンス・ハラスメント研修の実施回数 1回/年度</p> <p>(3) 環境配慮 ・節電等の省エネルギー対策を実施するとともに、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の観点に立ち、無駄な廃棄物等の発生を抑制する。</p>
<p>予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>短期借入金の限度額</p> <p>出資等に係る不要財産の処分計画</p> <p>出資等に係る不要財産以外の重要財産の譲渡又は担保に供する計画</p> <p>剰余金の使途</p> <p>設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p>		<p>第6 その他の記載項目</p> <p>1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 調整中</p> <p>2 短期借入金の限度額 (1) 限度額 調整中 (2) 想定される理由 調整中</p> <p>3 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 なし（※現状は想定していない）</p> <p>4 出資等に係る不要財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 なし（※現状は想定していない）</p> <p>5 剰余金の使途 調整中</p> <p>6 県の規則で定める業務運営計画 (1) 施設及び設備に関する計画 調整中 (2) 人事に関する計画 調整中 (3) 中期目標の期間を超える債務負担 なし（※現状は想定していない） (4) 積立金の使途 なし（※第1期のため）</p>

今後のスケジュール

日程	中期目標	中期計画
令和2年12月1日 第3回評価委員会	中期目標（最終案）を審議	中期計画（案）を審議
令和3年2月8日 第4回評価委員会		中期計画（最終案）を審議
2月18日 県議会2月定例会	中期目標を提案	
4月1日	公立大学法人へ中期目標を指示	
4月		公立大学法人から県へ 中期計画認可申請、県認可